

# 共済だより1月号掲載記事に係るお詫びと訂正について

共済だより1月号10ページから記載しました「平成28年7月から被扶養者の認定基準及び取扱いを一部変更いたします!④」の記事の11ページ、「2 認定取消」の【扶養取消となる収入例①】の表中、給与の額に誤りがありましたので下記のとおり訂正させていただきます。

組合員の皆様に、ご迷惑をお掛けしましたことを、深くお詫び申し上げます。

(正)

【扶養取消となる収入例①】

月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
給与	11万	11万	10.5万	11万	11万	10.5万	11万	11万	10.5万	11万	11万	10.5万	130万

(誤)

【扶養取消となる収入例①】

月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
給与	14万	10万	10万	13万	10万	10万	13万	10万	10万	10万	10万	10万	130万